

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能
及び配信能力に関するガイドライン(案)」の概要

1 ガイドラインの目的

緊急地震速報を利用者の意図通りに利用したり、緊急地震速報の試験・訓練を容易に行えるなど、緊急地震速報を適切に利用するために必要な要件を満たした受信端末(以下「端末」という。)の普及及び緊急地震速報の配信の確保を図り、もって地震災害の軽減に資することを目的とする。

地震動予報業務の許可を受けた事業者や緊急地震速報の配信を行う事業者には、利用者が緊急地震速報を適切に利用できるよう、本ガイドラインに沿って端末の設計・製造等や緊急地震速報の配信を行うことを求める。また、利用者には、端末を導入、利用する際に本ガイドラインを参考とすることを推奨する。

2 ガイドラインの対象となる端末・配信

本ガイドラインの対象となる端末及び配信は、地震動予報業務の許可を受けた事業者により予報される緊急地震速報の伝達に用いられるものに限る。

テレビ、ラジオ、携帯電話の同報機能や、ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKのチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置等、緊急地震速報(警報)を広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。

3 ガイドラインの内容

ガイドラインでは、緊急地震速報を受信端末で伝達するための基本的な機能・能力に加え、深発地震や2つの地震がほぼ同時に発生するような特殊な地震の発生時の緊急地震速報の扱い、訓練報やキャンセル報等特殊な緊急地震速報の扱い、試験・訓練の実施、事業者と利用者の連絡手段、集客施設の館内放送のあり方等、緊急地震速報を混乱なく適切に利用するために必要な事項を示す。

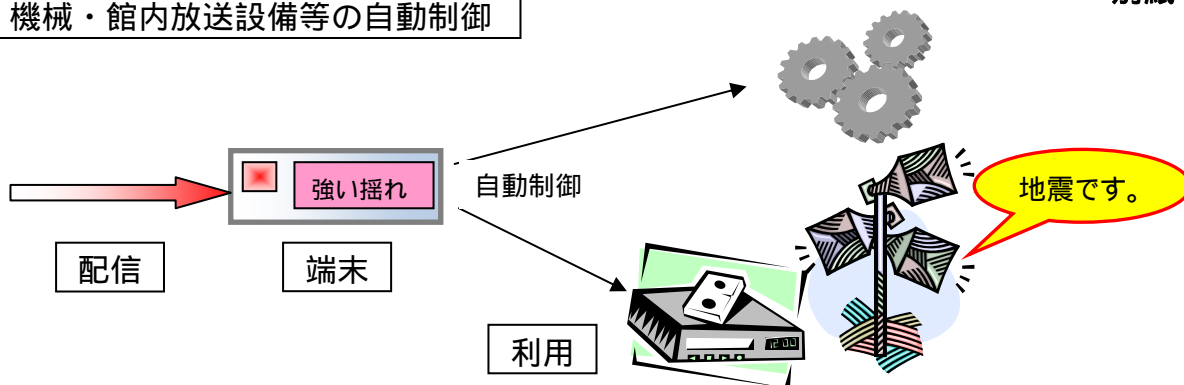
適正な利用のために端末や通信に対して必要とされる事項については、緊急地震速報の利用方法によって差があるため、利用方法を影響の度合いや人の介在状況の観点から、

- A 機械・館内放送設備等の自動制御
- B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御
- C 端末の報知による人の危険回避

の3つに大別し(別紙1)、それぞれに必要な事項を、端末・配信に求められる機能・能力、端末利用者がとる措置、実施すべき試験・訓練に分類して列挙した(別紙2)。

利用者は、自らの利用方法がどの分類に当てはまるかを選ぶことにより、適正な利用に必要な事項が分かる構成となっている(別紙3)。

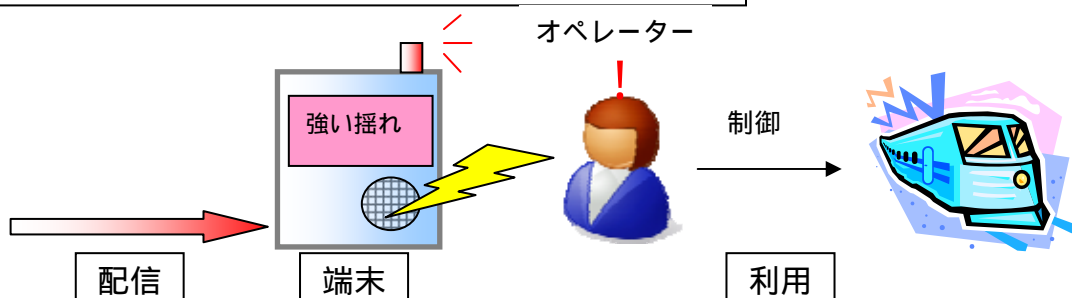
A 機械・館内放送設備等の自動制御



利用例

- ・列車、エレベーターの緊急停止
- ・工場等における生産ラインの停止
- ・工場等における危険物流出防止装置の起動
- ・集客施設など、不特定多数向けの館内放送
- ・工事現場、工場内の従業員への館内放送

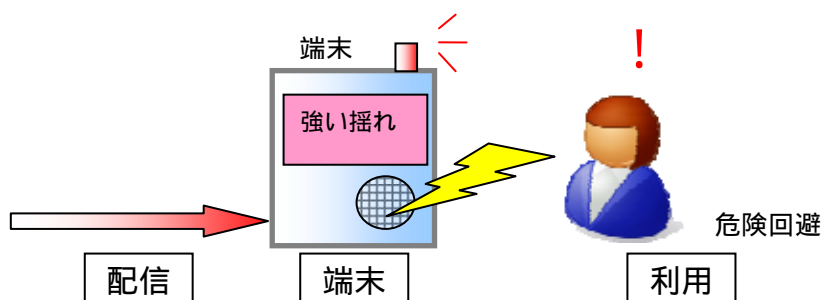
B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御



利用例

- ・列車の緊急停止
- ・工事現場での重機の制御
- ・医療機関における手術の一時中断や医療機器の操作中断
- ・集客施設など、不特定多数向けの館内放送
- ・工事現場、工場内の従業員への館内放送

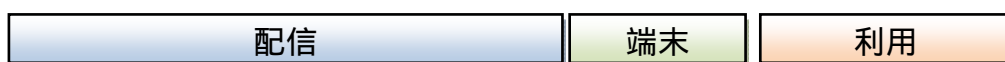
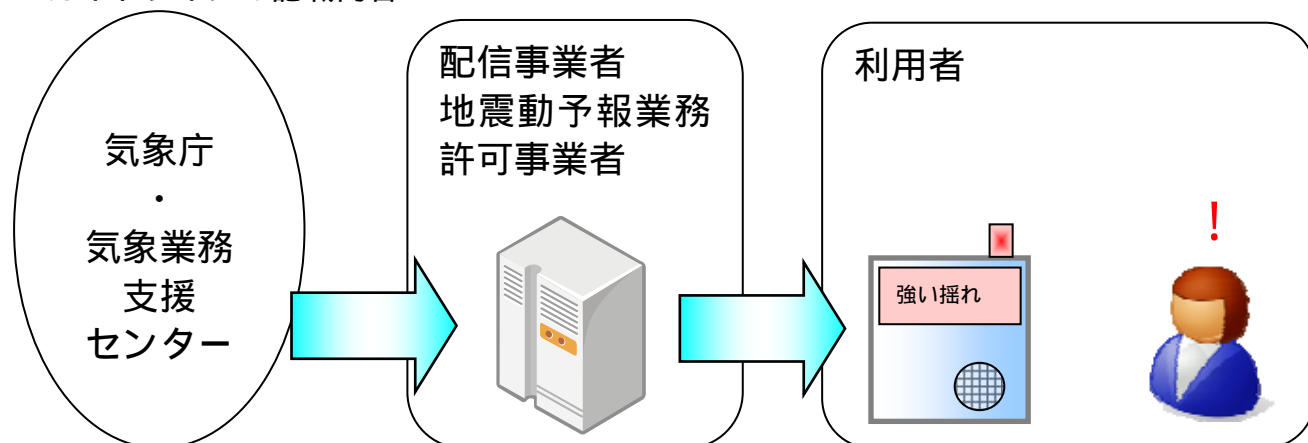
C 端末の報知による人の危険回避



利用例

- ・家庭や小規模な事業所等での危険回避を促す報知

ガイドラインの記載内容



端末・配信に求められる機能・能力		端末利用者がとる措置
<p><u>配信・許可事業者の通信能力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数サーバーからの配信 ・気象業務支援センターから事業者サーバーまでの回線の冗長化対応 他 <p><u>サーバーの機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末毎に利用者の求めに応じ訓練報やテスト報を配信可能 ・冗長化・無停電化 他 <p><u>事業者によるサポート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者への連絡手段 ・利用状況の把握 ・サーバー-端末間の通信の互換性について公開 ・ガイドラインへの対応状況について利用者に説明すると共に公開 他 	<p><u>端末基礎機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報知、外部出力 ・自己診断機能 他 <p><u>地震動予報機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定する場所での震度や到達時間の予想 他 <p><u>報知・制御条件設定機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報(警報)による動作 ・報知音の選択 ・精度情報による動作 ・100 ガル超え緊急地震速報に対する動作 ・深発地震の緊急地震速報に対する動作 ・地震が同時に発生した場合の動作 ・キャンセル報に対する動作 ・テスト報、訓練報に対する動作 他 	<p><u>回線や端末にとる措置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化、無停電化 ・回線の選択 ・端末、回線の冗長化 <p><u>以下の項目の扱いについて設定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想猶予時間 ・予想震度の閾値 ・精度情報 ・深発地震 ・放送・報知内容 ・緊急地震速報(業)で制御を行った後に同一地震もしくは別の地震について提供される緊急地震速報(業) ・キャンセル報 ・テスト報、訓練報 他

実施すべき試験・訓練

端末が持つ試験・訓練機能やテスト報・訓練報を受けての試験・訓練を行う。

ガイドラインの構成

はじめに

1. 背景
2. 目的
3. 対象
4. 主な用語

5. 利用方法と端末・配信のあり方

A 機械・館内放送設備等の自動制御

- (1) 利用方法
- (2) 端末・配信に求められる機能・能力
- (3) 端末利用者がとる措置
 - 機械等の制御に用いる場合
 - 不特定多数向けの館内放送に用いる場合
 - 以外の館内放送に用いる場合
- (4) 実施すべき試験・訓練

緊急地震速報の受信端末を、Aの利用方法で用いる場合に、必要な端末機能、配信能力を記述。配信・許可事業者に求める事項について記述

利用方法を に細分し、それぞれについて、緊急地震速報の利用者に推奨する措置について記述。

B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御

- (1) 利用方法
- (2) 端末・配信に求められる機能・能力
- (3) 端末利用者がとる措置
 - 機械等の制御に用いる場合
 - 不特定多数向けの館内放送に用いる場合
 - 以外の館内放送に用いる場合
- (4) 実施すべき試験・訓練

C 端末の報知による人の危険回避

- (1) 利用方法
- (2) 端末・配信に求められる機能・能力
- (3) 端末利用者がとる措置
 - 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合
 - 以外の内容についても端末に報知させる場合
- (4) 実施すべき試験・訓練

5. 利用方法に応じた端末・配信のあり方に記述されている項目について、必要理由や詳細な説明を記述。

6. 措置・機能・能力についての詳細説明
7. 端末・配信に求められる機能・能力の一覧表
8. 端末利用者がとる措置の一覧表